

今般の緊急事態宣言発出を受けて

一般社団法人日本ショッピングセンター協会
会長 清野 智

本日、菅首相から新型コロナウイルス感染拡大防止に係る3度目の緊急事態宣言が、大阪府、東京都、兵庫県、京都府に発出され、4月25日から実施されることになりました。

まず、これに至るまでの協会の取り組みに触れます。

- ①大阪府が感染拡大を抑えるために、大規模商業施設に休業要請を出すという情報を得ました。
- ②そこで4月15日、大阪府知事に「大阪府内のショッピングセンターの営業継続」について要望書を提出しました。この中で、SCが地域のインフラ機能を担うために、業界ガイドラインを遵守して感染防止対策を徹底したうえで営業しているということを踏まえ、全館営業の継続を強くお願いしました。
- ③更に、同様の要望書を4月20日に東京都知事、4月21日に兵庫県知事、4月22日に京都府知事に提出しております。
- ④自治体および国では、SCで感染対策がしっかりと講じられていることを認識しつつも、人流による感染リスクを抑えるという考えを示しました。具体的には、大規模商業施設への来館者の動きが周辺に波及する流れを止めるということです。そのため、SCを休業要請の対象とする可能性が高まりました。
- ⑤そこで協会では4月21日に、経済再生担当大臣、経済産業大臣に、「『緊急事態宣言』発出の際の大規模商業施設に対する対応」についての要望書を、百貨店協会と連名で提出するとともに、同日夕方、加藤内閣官房長官に直接お目にかかり、要望書をお渡ししました。
- ⑥その中で、休業せざるを得なくなったとしても、衣食住の生活必需品を取り扱う店舗が広い範囲で営業を継続できるようにするとともに、休業に係る支援金等の補助について、実態に即した支援をお願いしました。

協会としてこのように要望を挙げてきました。しかし、変異型ウイルスの感染拡大に歯止めをかけなければならないという政府の強い危機感のもと、残念ながら大規模商業施設は生活必需品を扱う店舗を除き休業要請の対象となりました。

今後、営業可能な生活必需品の線引きや、協会が国にお願いしてきた施設側とテナントへの休業支援金について情報収集するほか、追加の支援措置の動向も注視し、適宜ご案内をさせていただきます。

さて、各SCは該当都府県からの具体的な要請内容を踏まえて対応していただくことになるかと存じます。生活必需品を取り扱う店舗の営業に際しては、「何としてでも感染拡大を食い止める」という強い意思を持って施設運営をお願いします。現状の感染対策をいま一度点検し、さらなる感染防止対策を講じたうえで、利用者の安全・安心を確実に維持してください。

最後になりましたが、SCは地域にとって欠かすことのできないインフラ機能を担っています。

現在、新型コロナ感染拡大の影響により、非常に厳しい状況にあります。これまでディベロッパーとテナントのパートナーシップのもと幾多の課題を乗り越えて、地域の人々の期待に応え、支持を得てきました。

会員各位におかれましては、関係者間の緊密な連携によりこの困難に対処していただくよう、お願い申し上げます。